ソフトウェアの不正利用は、重大な法令違反であり、正当な権利者に多大な損害を与えるものです

決して、不正利用を行ってはいけません

【チェックリスト】

* **正規のソフトウェアを使用する**

不正な複製品、不正なプロダクトキーやシリアルナンバーなど、非正規のものを使ってはいけません。

* **正規に流通されたものを使用する**

非正規に流通されているものは、不正な複製品など、問題がある可能性があります。

* **不正利用、不正コピーを行ってはいけません**

他の人のパスワードを使うようなことはいけません。ソフトウェアの利用に必要なプロダクトキーやシリアルナンバーなどを、不正に使いまわしてはいけません。

こういう事例に気を付けましょう！

* 海外等で、正規品等と思い購入したが、不正な製品だった
* インターネットオークションで安いと思って落札したら、不正コピーだった
* インターネットでプロダクトキーが公開されていたが、当然、不正なものであった

著作権侵害、刑事罰、高額な賠償請求の危険があります

大学所有ソフトは、大学所有パソコン類、学生・教職員の個人所有パソコン類にのみインストールできるなど条件が定められています。家族や友人であっても、福山大学に所属していない人のパソコン類にインストールすることはできません。

問い合わせ先：ICTサービスセンター（未来創造館１階）